

第1部 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、障害のある方の地域生活を支援するため、平成29年度に「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、サービス基盤の整備等、施策を推進してきました。

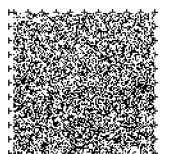
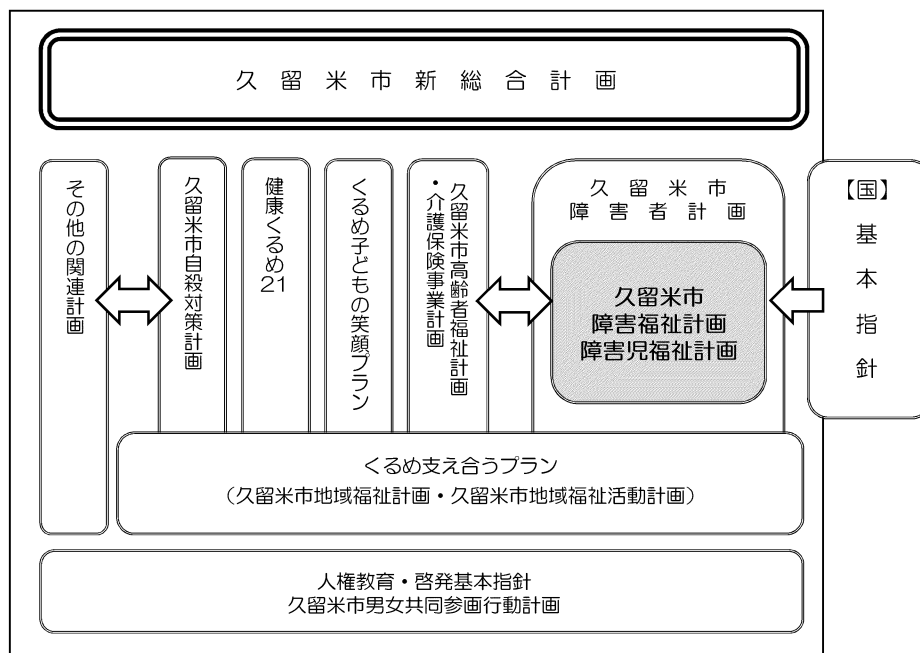
令和2年度はこの計画の最終年度となることから、数値目標の達成状況等を踏まえ、令和3年度から5年度を計画期間とする具体的な障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス提供体制の一層の充実を図るため、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（3カ年）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市では、平成29年度に「第3期障害者計画」を策定しています。この計画は、障害者基本法によって策定が義務づけられており、市町村における障害者福祉施策の基本方針（マスタープラン）にあたるものです。

一方、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法によって策定が義務づけられた、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画（アクションプラン）的な性質の計画です。

このため、今回策定する「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」においては、この第3期障害者計画の基本理念「誰もが、自分らしく生きがいを持ち、支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」を踏まえ、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会を目指すこととします。



3. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の特徴

障害福祉計画・障害児福祉計画は、厚生労働大臣が示す「基本指針」に則して策定することとされています。

令和元年10月から、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しの議論が重ねられ、令和2年5月、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

告示の主なポイントとして、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等における機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等の推進」、「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築」などが示されています。

本市でもこれらの特徴を踏まえつつ、市の実情を踏まえた目標設定を行います。

4. 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。

本計画は、同指針に基づき、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
障害者計画 (第1期計画) 【H18-H25】		障害者計画 (第2期計画) 【H26-H29】				障害者計画 (第3期計画) 【H30-R5】					
障害福祉計画 (第3期計画) 【H24-H26】		障害福祉計画 (第4期計画) 【H27-H29】				障害福祉計画 (第5期計画) 障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30-R2】			障害福祉計画 (第6期計画) 障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3-R5】		

